

第二次富士市子ども・若者育成支援計画(案)

概要版

計画策定の背景と趣旨

すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、本市もその趣旨に則り平成27年に「富士市子ども・若者育成支援計画」を策定し、約6年が経過しました。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行という、まさに「国難」とも称される事態が発生し、情報化、国際化、少子高齢化が急速に進行するなど、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化中、多くの子ども・若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は深刻さを増しています。

こうした現状を踏まえ、本計画では、子ども・若者が誰ひとり取り残されず、社会の中に安心できる居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、次代を担う子ども・若者の育成や支援を行っていきます。

特に、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者とその家族を支援するために、本市は、国や県の関係機関等と広く連携し、多角的な支援体制を整備します。

計画期間

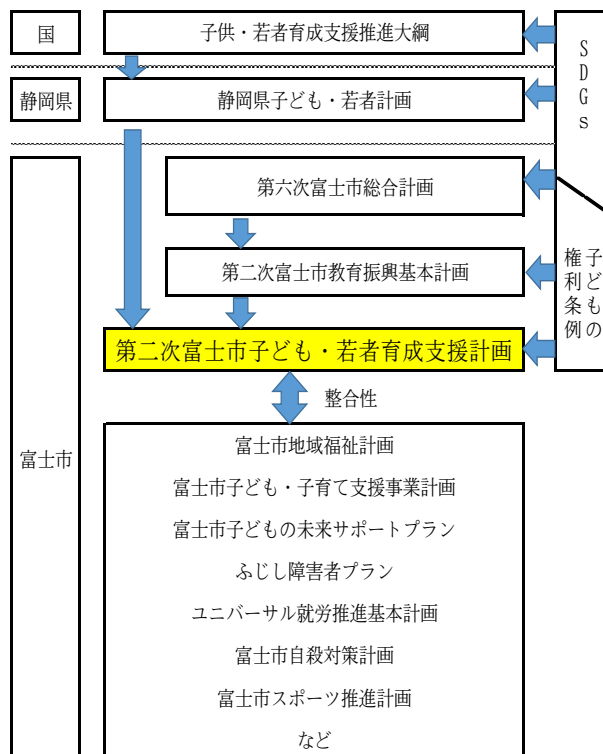
令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

計画期間中においては、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

計画の位置付けと関連計画

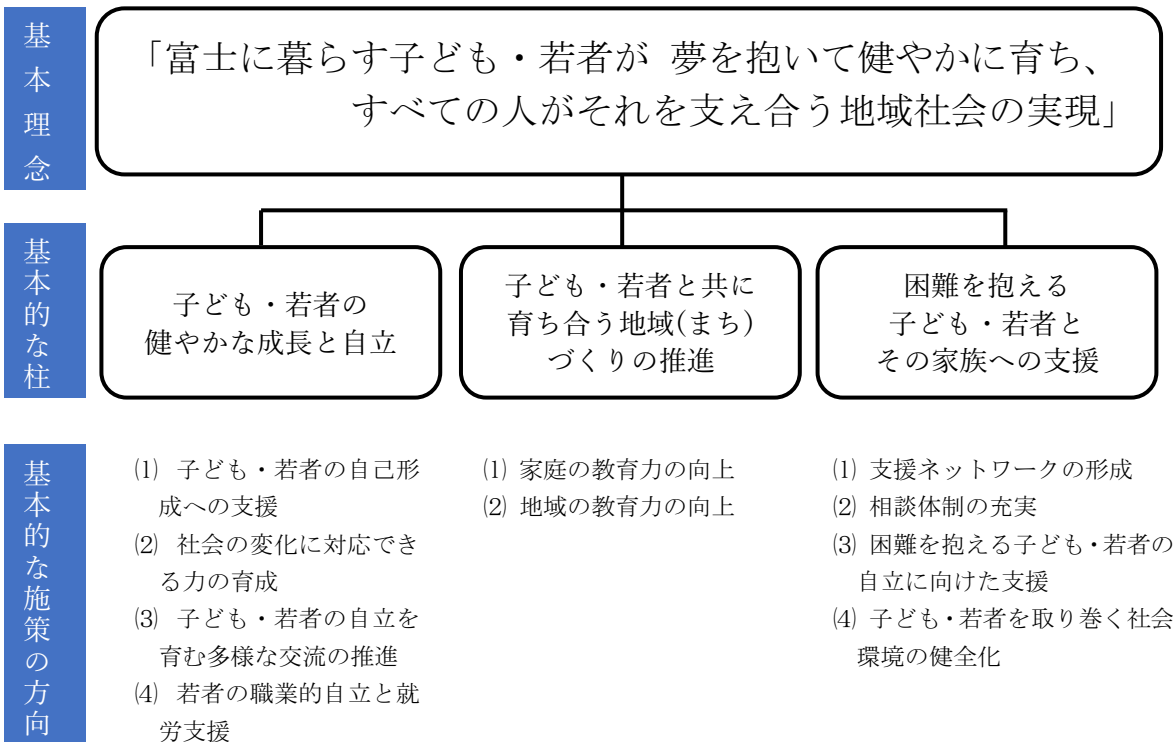
本計画は「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項の規定及び国の「子供・若者育成支援推進大綱」県の「子ども・若者計画」に則って策定します。

また、本市の基本方針である「第六次富士市総合計画」及び「第二次富士市教育振興基本計画」の部門別計画と位置づけ、他の分野別の計画と整合を図り相互に連携し、各分野別計画における取組を推進してまいります。



基本理念

本計画では、計画の基本的な方針である「基本理念」を以下のように掲げます。また、「基本理念」に基づき、3つの「基本的な柱」を定め、その柱の実現のための「施策」及び「取組」の実施により本計画を推進します。



子ども・若者を取り巻く課題とその解決への考え方

社会経済環境が大きく変化する中、子ども・若者を取り巻く環境も大きく変わってきています。子ども・若者を取り巻く課題のうち、本計画では「現在の子ども・若者の暮らしぶり」、「子ども・若者を取り巻く地域社会の状況」、「子ども・若者の抱える困難」の3つの視点から現状分析や課題の抽出を行い、その解決への考え方を示します。

現在の子ども・若者の暮らしぶり

- (1)子ども・若者の人口 (2)子ども・若者の生活習慣 (3)小中学生の規範意識・自己肯定感
- (4)ICT 機器の利用状況 (5)子ども・若者の体験活動 (6)若者の就労環境
- (7)子ども・若者の社会参加への意欲

子ども・若者を取り巻く地域社会の状況

- (1)家庭・地域の教育力 (2)青少年健全育成団体の状況

子ども・若者の抱える困難

- (1)ニート (2)ひきこもり (3)不登校・中途退学 (4)非行 (5)いじめ (6)特別支援
- (7)児童虐待 (8)貧困 (9)外国人 (10)自殺 (11)ヤングケアラー

子ども・若者施策の展開

基本的な柱の下に示す基本的な施策の方向に基づき、市の庁内各課や関係機関と相互に連携し、様々な取組を展開していきます。

【基本的な柱 1】 子ども・若者の健やかな成長と自立

【基本的な施策の方向】

- (1)子ども・若者の自己形成への支援 (2)社会の変化に対応できる力の育成
(3)子ども・若者の自立を育む多様な交流の推進 (4)若者の職業的自立と就労支援

主な取組

- ◇各教科、道徳、特別活動などを通じての人権教育の実施
- ◇消費者教育の推進（夏休み親子消費者教室、消費者問題に関わる授業、啓発用冊子の配布など）
- ◇青少年体験交流事業の実施
- ◇キャリア教育の推進（講師派遣、職場体験・就業体験の受入、自己理解・自己管理能力やキャリアプランニング能力の育成など）

【基本的な柱 2】 子ども・若者と共に育ち合う地域（まち）づくりの推進

【基本的な施策の方向】

- (1)家庭の教育力の向上 (2)地域の教育力の向上

主な取組

- ◇小中学校の新入学生の保護者を対象にした子育て講演会の開催
- ◇青少年健全育成を図る団体活動への支援(子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、NPO法人等)など

【基本的な柱 3】 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

【基本的な施策の方向】

- (1)支援ネットワークの形成 (2)相談体制の充実
(3)困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援
(4)子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

主な取組

- ◇富士市要保護児童対策地域協議会の運営
- ◇若者相談窓口「ココ☆カラ」における、困難を抱える若者とその家族の面接相談、電話相談、アウトリーチ、伴走型の支援とその関係機関との連携
- ◇若者を対象とした居場所の提供
- ◇薬物乱用防止啓発事業等の実施（パンフレットの配布、薬物乱用防止市民大会、薬学講座等）

計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたっては、福祉、更生保護、雇用等の関係機関等で構成する「富士市子ども・若者支援協議会」と計画の進捗状況に関する情報を共有し、施策・事業の円滑な実施に向けた意見をいただきながら、庁内各課の連携により着実に計画を推進します。

また、市民に対してはウェブサイトなどにより、計画の進捗状況や評価、改善の内容等を公開し、子ども・若者育成支援に関する広報啓発に努めます。

進行管理

計画の着実な推進のためには、「課題」、「目標」、「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、計画（Plan）を、実施する（Do）ことはもちろん、目標設定や取組内容を適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築します。

指標

基本的な柱	基本的な施策の方向	指標 【担当課】	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	算出方法
① 子ども・若者の健やかな成長と自立	(1) 子ども・若者の自己形成への支援	「授業がわかる」と回答した児童・生徒の割合 【学校教育課】	小学生 91.3% 中学生 84.7%	小学生 95.0% 中学生 85.0%	小学5年生、中学2年生アンケート調査(静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」の実施状況等に関する年度末調査)
	(2) 社会の変化に対応できる力の育成	消費者教育授業の開催校数 【市民安全課】	15校	17校	消費者教育授業の年間開催校数(市内中学校)
	(3) 子ども・若者の自立を育む多様な交流の推進	青少年体験交流事業の満足度 【社会教育課】	92.4%	100%	青少年体験交流事業参加者へのアンケート調査
	(4) 若者の職業的自立と就労支援	ユニバーサル就労新規支援対象者数 【生活支援課】	209人	300人	年間のユニバーサル就労新規支援対象者数
② 子ども・若者と共に育ち合う地域(まち)づくりの推進	(1) 家庭の教育力の向上	子育て講演会参加者の満足度 【社会教育課】	83.3%	90%	子育て講演会参加者へのアンケート調査による満足度
	(2) 地域の教育力の向上	青少年指導者中級認定者数 【社会教育課】	事業中止の 為 0人	20人	主催事業等により取得した静岡県青少年指導者級別認定事業における年間中級認定者数
③ 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援	(1) 支援ネットワークの形成	サポーター養成講座の参加者数 【青少年相談センター】	27人	50人	サポーター養成講座の年間参加者数
	(2) 相談体制の充実	若者相談窓口における相談件数 【青少年相談センター】	1,219件	1,300件	若者相談窓口「ココ☆カラ」の年間相談件数
	(3) 困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援	若者相談窓口における居場所利用件数 【青少年相談センター】	2,599件	2,700件	若者相談窓口「ココ☆カラ」の年間居場所利用件数
	(4) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化	青少年指導委員会による街頭補導開催数 【青少年相談センター】	571件	696件	青少年指導委員会による街頭補導の年間開催数

* 3の現状値は「キズナ無限∞の島事業」「富士市・粟石町少年交流事業」がコロナ禍により中止となったため「ししどて学級」の満足度のみ記載

発行:富士市教育委員会社会教育課青少年相談センター 電話 0545-52-4152